

高木 仁著

『アメリカの金融制度』

—比較社会文化による問題接近をめざして—』

(東洋経済新報社, 2006年)

吉 田 暁

I. はじめに

私がアメリカ金融研究者高木仁氏のお名前を知ったのは、高木氏がアメリカの1980年「預金金融機関規制緩和・金融調節法」の意味、インパクトを「金融財政事情」誌上に発表されたときからである。当時私は全銀協にあって銀行法改正問題に取り組んでいたので、アメリカの金融制度改革問題には大きな関心を持っていた。ペンシルバニアで在外研究をされていた高木氏の現地の事情を踏まえた論文は、ヴィヴィッドであり、鮮烈な印象を我々に与えた。その後1986年に、『アメリカの金融制度』が刊行された。一読してユニークで優れた教科書かつ教養書という印象をもった。私はこのときは既に大学に転じており早速ゼミでも使わせてもらった。平板なアメリカ金融制度の概説書をもても、アメリカの金融制度と日本のそれとはいろいろな点で違うことは分かるが、何故そのように違うかの説明はあまりない。今次改訂版では副題に「比較社会文化」の観点が明記されているが、それがアメリカの金融制度理解にとって重要であるということを確認に打ち出した点に、旧版以来の本書の特色があったのである。

その一例を挙げると、アメリカを「合衆国」ではなく、本多勝一にならって「合州国」と表記する。金融制度、特に銀行制度にとって州の壁は極めて厚く、1980年のシティコープのアンニュアルレポートは、表紙に銀行のみが州の壁に閉じ込められているというイラストを描いていた。州の壁はこの国の成り立ちにも関わる問題であり、そのことは「衆人の力を合して国を成す」という意味の「合衆国」では理解できない。高木は“The United States”という言葉の本義からの訳語としての「合州国」を用いるのが適切だとしている。

さて本書旧版の出版以来20年、この間にアメリカの金融制度は大きな変革を経た。1980年代後半のS&L危機などを受けて、預金保険制度の大きな改革があり(1991年)、州際銀行支店設置の自由化は1994年のリーグル・ニール法で、そして1999年にはグラム・リーチ・ブライリー法が金融持株会社(FHC)傘下で「金融の性格を有する」非銀行業務を認め、グラス・スティーガル法以来の銀行証券分離に終止符を打った。このような変化を受けて本書改訂版の出版が待望されていたが、ここに、この20年間の変化を付け加えるに止まらず、その他の部分にも大幅な改編が加えられた改訂版が刊行され

た。特筆しておきたいことは、連邦準備制度や預金保険会社などさまざまなウェブ・サイトにアクセスして最新のデータが収集されていることである。著者の年齢（失礼！）からいって驚異的なことである。

II. 本書の構成

本書は序章、終章を含め12の章からなる。その題名を示しておこう。

- 序章 アメリカ社会と金融制度
- 第1章 アメリカ金融制度略史
- 第2章 商業銀行
- 第3章 貯蓄金融機関とクレジット・ユニオン
- 第4章 連邦準備制度
- 第5章 連邦預金保険制度
- 第6章 非預金金融機関
- 第7章 住宅金融、消費者金融および企業金融
- 第8章 固有の銀行・金融制度
- 第9章 金融機関市場の全体像
- 第10章 金融制度改革の流れ
- 終章 アメリカ銀行業の将来

著者は「はしがき」で、執筆に当たって「虫の目、鳥の目、歴史の目」に依存したと、述べている。第1章で金融制度略史を置くほか、各章で制度の沿革をできるだけ述べ、歴史から学ぶことを重視する。「鳥の目」は全体像の把握であり、それぞれの金融機関の全体像そして全金融機関を鳥瞰して、その長期間の変化を観察する（第9章）。「虫の目」は著者が在米研究中に見聞したことや文学作品を援用して、「よもやま話」風に日本と異なるアメリカ社会の特徴

を浮き彫りにしている。銀行口座を持たない低所得者層が給料として小切手を受け取った場合にそれを両替してもらう小切手両替商の話とか、アメリカで最も小さい銀行の探索記などは、堅苦しい制度論を読みやすくする効果も挙げている。

第2章から第5章までは主要な金融機関および中央銀行と預金保険であり、それぞれ沿革や法制を含めてかなり詳細な説明が行われる。国法銀行（national banks）の説明の中で、わが国の近代的銀行制度の出発点となる国立銀行条例（1872年）も解説されるなど、日本との関連が意識された記述となっている。

第6章「非預金金融機関」では保険会社、投資銀行、金融会社（finance companies）など重要な存在も含むが、さきの小切手両替商や勤労者銀行（industrial banks）など、日本にはない機関もまとめて解説される。第7章「住宅金融・」ではモーゲッジについてそのセカンダリー・マーケット、モーゲッジ担保証券などが解説される。消費者金融では消費者信用の基礎資料（FRB2001年調査）が掲出され、「負債保有比率も金額もわれわれからみれば、信じ難いほど大きいので驚くほかになく、この国では借金漬けの生活または底抜けに明るい将来感が、存在するように思えてならない」と著者の感慨が記されている。比較社会文化という視点からの表白といえよう。

第8章「固有の銀行・金融制度」は主として商業銀行に関わるものであるが、アメリカの特殊性を示すものとして、その最近の変容を含めてこの章にまとめられている。二元銀行制度（Dual Banking System）、州法銀行と国法銀行の二つの仕組みは、「権限と責任を連邦と諸州が分かち合う二元主義はアメリカ社会原理の

重要な一つ」の銀行制度における現れであった。しかしそれも歴史の中で変化してきていたことも指摘される。連邦準備制度が設立され州法銀行がこれに加盟すれば連邦機関であるFRBの監督も受ける。連邦預金保険制度に加入するとFDICの監督下に入る。さらに1980年金融制度改革法で実質的に連邦準備制度に強制加盟させられた、などである。単店銀行（unit bank）は金融力集中のおそれがあるとみなされていた支店銀行への反感から普及したが、1991年コロラド州が単店銀行制度を廃止したことで同制度をとる州は皆無となった。さらに1994年の州際銀行業務解禁で支店銀行制度は普及し、2004年には全銀行の72%は支店銀行になっていることを統計表で示している。この章ではさらにコルレス銀行制度、支払・決済制度、銀行持株会社・金融持株会社、銀行の合併・買収が統計資料と併せて紹介される。また資金地元還元法（CRA）とライフライン・バンキングについて、特に前者は日本でも検討すべきという観点から紹介している。

第9章「金融機関市場の全体像」では、各種金融機関の金融資産残高とシェアを1945年から2004年にいたる長期について調べ（この調査だけでもかなりの力仕事と感嘆する）、預金金融機関のシェア低下（1945年末57.9%、1980年末52.5%、2004年末25.0%）と非預金金融機関のシェア上昇（それぞれ25.2%、44.0%、73.3%）を検出する。このこととの関連で銀行産業衰退論について論争を紹介し、衰退を否定している。著者の力点はバランスシートではシェア低下は著しいが、オフ・バランスシート業務の拡大を考えると産業として衰退しているということにはならないということである。他方、銀行市場の構造では上位集中が進んでいる

ことが示される。また政府系金融機関と政府系モーゲージ・プールが資産残高と伸び率を目だって高めている事実は、われわれの「官の出番が好まれないアメリカ理解の常識を越えるところがある」という興味深い指摘も行っている。

第10章「金融制度改革の流れ」は改訂版で初めて記述された部分であるから、各節の題名と主要内容を紹介しておこう。

1. 1930年代の金融制度改革：1933—35年のグラス・スティーガル法
2. 第2次大戦後から1979年までの金融制度改革：1956年銀行持株会社法、1961年CMC報告など
3. DIDMCA 制定と1980年代金融制度改革：預金金利自由化などを規定した1980年金融制度改革法、貯蓄金融機関の経営危機打開を図った1982年ガン・セイントジャーメイン法など
4. FIRREA の制定と意義：S&L 危機に対応して監督機構の再編成や整理信託公社（RTC）の創設など
5. FDICIA の制定と意義：1991年連邦預金保険公社改善法（FDICIA）制定に至る経緯と同法の内容、および州際銀行支店設置を自由化した1994年リーグル・ニール州際支店銀行業務効率化法。なお、後者をここに一括したのは当初の法案では両者が一括して含まれていたためと思われる。
6. グラム・リーチ・ブライリー法の制定と意義：銀行証券分離を定めたグラス・スティーガル法の改正問題は多年の懸案であったが、決着をつけたこのGLB法について、検討経緯、法の主要内容、その評価と影響、わが国への含意などを詳述する。

終章「アメリカ銀行業の将来」はFDICが編集した「FDIC銀行業の将来」の紹介と、最後に著者が銀行業の将来について抱いている関心事として、ナロウバンキング、銀行業衰退論、長い銀行の歴史の中で銀行の本質が変化してきたのではないかと、の3点が挙げられている。

Ⅲ. 評価と若干の注文

冒頭でも述べたことだが、高木仁『アメリカの金融制度』の最大の貢献は、比較社会文化という観点からアメリカの金融制度の特徴を、とりわけ日本人読者にとって理解しやすい形で提示したことである。日本の金融制度は、出発点の国立銀行条例や戦後の証券取引法による銀行証券分離など、アメリカから影響を受けてきたとはいえ、社会や文化という制度の根底という点で大きく異なっていた。高木は旧版刊行以後に現れた青木昌彦の「比較制度分析」に力づけられ、改訂版ではこの観点をより明確に打ち出している。トクヴィルへの言及もあることから、おそらくはヨーロッパとの違いも意識されたと思うが、そこまで立ち入るには紙幅が足りなかったのであろう。

反面、最近20年のアメリカの金融制度改革は、アメリカの社会や文化に根ざし、アメリカ

の金融制度を特徴づけた地理的制限（州の壁）や銀行証券分離といった業務範囲制限を撤廃する過程であった。単店銀行もアメリカ特有であったが、今やこれを制度としている州は皆無となった。銀行持株会社という経営組織形態も特殊アメリカ的規制を抜け出す工夫として開発されたが、今や金融持株会社という形態で新たな世界標準となりつつある。となると、第10章「金融制度改革の流れ」の総括として、アメリカの金融制度の世界の中での特殊性が解消されたのか否かという観点からの記述が欲しい。終章で「FDIC銀行業の将来」が紹介されているのは、ある意味で上記問題への回答かもしれない。特にコミュニティ銀行は今後も生き続けるビジネス・モデルとしている点などがそうであるが、小規模銀行の存在はヨーロッパでも日本でもある程度共通で、比較社会文化という視点からの分析ではないように思われるからである。

いささかないものねだりの感想を述べたが、本書が学生や銀行関係者に限らず広く一般に読まれ、単に金融制度の知識を得るだけでなく、アメリカという社会や文化を知ることを通じて、日本の社会・文化を内省し、独善的でない認識に到達するよすがとして欲しいと思う。

(武蔵大学名誉教授)